

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 高齢介護課

不利益処分の内容	保険給付に係る居宅サービス等に対する文書の提出等の命令						
根拠法令等及び条項	介護保険法第23条						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 434 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 434 1361 508">介護保険法第23条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685"> 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 </td> </tr> </table>	根拠条項	介護保険法第23条	参考事項		設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
根拠条項	介護保険法第23条						
参考事項							
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 市町村は、保険給付に関して必要があると認められるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第24条の2第1項第1号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。</p>						